

2. その他の安全・環境に関する情報

(1) 車のナンバープレートは見やすく表示！

ナンバープレートの取付け要件が明確化されました。使用過程車両については、下記の4項目に注意してください。

車のナンバープレートは 見やすく表示！

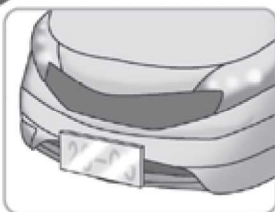
ナンバープレートの表示義務が 明確化されます



平成28年4月1日以降、ナンバープレートをカバー等で被覆すること、シール等を貼り付けること、回転させて表示すること、折り返すこと等が明確に禁止されます。

平成28年4月1日から
禁止

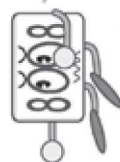
カバー



ナンバープレートカバーは
装着禁止!!
無色透明でもダメ!!

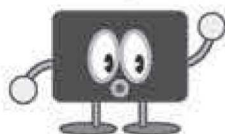
回転

回転させて
取り付けては
いけません。



被覆

ナンバープレートの
すべての文字が判読でき
なければダメ!



折り返し

折り返しては
いけません。



また、平成 33 年 4 月 1 日以降に新車登録する車両には「角度要件」もあわせて適用されます。

車のナンバープレートの表示に係る新基準

これまで「番号を見やすいように表示しなければならない」とだけ定められていたナンバープレートですが、新基準により位置や角度が数値で明確に規定されました。知らなかったではすまされません！

項目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート		
		ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート
位置	番号(ナンバープレートのすべての文字をいう。以下、同じ。)の識別に支障が生じないように、見やすい位置			
角度	上下向き ^{※1}	上向き10°～ 下向き10°	上向き45°～ 下向き5° 1.2m以下	上向き25°～ 下向き15° 1.2m超
	左右向き ^{※1}	左向き10°～ 左右向き0°	左向き5°～左右向き0°	
	回転	水平		
被覆・汚れ・ 物品の取付け	禁止(封印、検査標章・保険標章等、下記のフレーム・ボルトカバーを除く。)			
フレーム ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> 幅^{※3}が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下 厚さ^{※3}が上部6mm以下(上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下)、その他30mm以下 脱落するおそれのないもの 			禁止
ボルトカバー ^{※3}	<ul style="list-style-type: none"> 直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの 厚さが^{※3}が9mm以下 脱落するおそれのないもの 			
その他	<ul style="list-style-type: none"> 確実に取り付けられていること 折り返されていないこと、表裏・上下が逆でないこと等、番号の識別に支障が生じないこと 			

※1 角度(上下向き・左右向き)、フレーム・ボルトカバーの基準は、平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の出発がある自動車について適用する。(平成33年3月31日までに登録・検査・使用の出発がある自動車については、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によること、番号を被覆せず、脱落するおそれなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。)
 ※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ
 ※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の長さ

ナンバープレートの表示に係る主な新基準の適用について

法・省令
告示施行
H28.4.1

猶予期間
平成33年3月31日までに
初めて登録・検査・使用の
届出がある自動車に適用

新基準の
全面適用
H33.4.1

平成33年4月1日以降に初
めて登録・検査・使用の届
出がある自動車に適用

【現行】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標等の表示の義務)
第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、自動中登録番号標及びこれに記載された自動中登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

【現行】省令の規定

自動車の運行中番号が判読できるように、見やすい位置に取り付け

【改正】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標等の表示の義務)
第十九条 自動車は、…自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないこと。その他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

被覆 禁止

【改正】省令・告示の規定

位置 自動車の運行中番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置に表示

角度(上下・左右) 自動車の運行中番号が判読できる見やすい角度

一定の角度
例: 上10°～下10°(四輪前面)
左5°～0°(四輪後面)
上40°～下15°(二輪後面)

角度(回転) 禁止

フレーム 番号を被覆せず、自動車の運行中番号の判読ができるもの

一定の幅、厚さ以下のもの
例: 左右幅18.5mm以下、厚さ30mm以下

令和3年3月9日
自動車局自動車情報課

車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間を延長します

自動車のナンバープレートの表示方法については、平成28年4月1日に施行された、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号）並びにナンバープレートの表示の位置・方法の詳細について定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示により明確化したところです。

明確化した表示方法の中で、関連告示で規定するナンバープレートの取付け角度や装着するフレーム・ボルトカバーの大きさについては、令和3年4月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用するという猶予期間を設けていたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大により、国内の自動車購入需要が停滞したこと等を踏まえ、この猶予期間を延長し、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用することとします。

○ 猶予期間を延長する告示

- ・自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示（平成27年国土交通省告示第1265号）
- ・自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示（平成27年国土交通省告示第1266号）

○ 猶予期間を延長する基準

- ・以下の基準について、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用

項目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート		
		ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート
角度	 上向き10°～ 下向き10°	 上向き45°～ 下向き5° 1.2m以下	 上向き25°～ 下向き15° 1.2m超	 上向き40°～ 下向き15°
	 左向き10°～ 左右向き0°	 左向き5°～左右向き0°		 左右向き0°
フレーム	<ul style="list-style-type: none"> ・幅*が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下 ・厚さ**が上部6mm以下（上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下）、その他30mm以下 ・脱落するおそれのないもの 	 *幅が10mm以下、厚さ6mm以下 (幅が7mm以下の場合は厚さ10mm以下) 日本123 に45-67 **厚さが18.5mm以下、厚さ30mm以下 下部 幅が13.5mm以下、厚さ30mm以下		禁止
ボルトカバー	<ul style="list-style-type: none"> ・直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの ・厚さが9mm以下 ・脱落するおそれのないもの 			

※1 令和3年9月30日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、上記基準によらず、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によりナンバープレートを取り付けること、また、番号を被覆せず、脱落するおそれなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の長さ

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 佐藤・尼寺・青柳

電話：03-5253-8111（内線 41145/42103）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639